

## 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

### 1. これまでの経過

地域交流センターともべは、平成24年度に笠間市駅周辺整備活性化プランに位置づけられ、平成25年度には地域の関係団体、NPO団体の代表者や区長等の参加のもと市民会議を開催し、施設機能や活動などについての意見に基づき基本設計を作成、さらに平成26年度には実施設計を作成しました。

平成27年12月工事に着手し、施設の供用開始に向け、市民説明会の意見を反映させた管理運営等に関する条例を制定します。

### 2. 条例の内容等について

#### (1) 設置目的(第1条)

市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進機能の推進を図るため、笠間市地域交流センターを設置する。

#### (2) 名称及び位置(第2条)

笠間市地域交流センターともべ  
笠間市友部駅前1番10号

#### (3) 開館時間等(第3条)

午前9時から午後10時まで  
ただし、まちのひろばについては、午前6時から使用することも可能。  
定期休館日 毎月第2及び第4火曜日  
12月29日から翌年1月3日

#### (4) 業務内容(第4条)

- ①市民の交流の促進に関する業務
- ②地域の活性化及び地域活動の推進に関する業務
- ③市民の健康増進を目的とした施設利用に関する業務

#### (5) 使用に関する事項(第5条から第15条)

- ①使用の許可 事前に使用許可の申請
- ②使用料 使用団体、目的等により決定
- ③使用料の減免等 使用団体等により減免措置あり

#### (6) 指定管理者による管理等(第16条から第18条)

民間事業者を含む団体を幅広く公募することで、施設の稼働率の向上、また経費の縮減が図られるような管理が実施されるものを選択することが可能。

### 3. 使用料(案)等について

#### (1) 使用料の算定

使用料の算定については、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき算定。

#### (2) 使用料(案)

##### ① 施設関係

単位：円

室名	時間	9時～ 12時	13時 ～17 時	18時 ～22 時	9時～ 17時	13時 ～22 時	9時～ 22時
	マルチホール		6,000	8,000	8,000	16,000	18,000
会議室		2,500	3,400	3,400	6,800	7,700	11,100
談話室1		1,000	1,300	1,300	2,600	3,000	4,300
談話室2		1,000	1,300	1,300	2,600	3,000	4,300
健康ルーム		2,500	3,300	3,300	6,700	7,500	10,900
コミュニテールーム		1,200	1,700	1,700	3,400	3,800	5,500
市民活動サロン		900	1,200	1,200	2,500	2,900	4,100
調理室		2,900	3,900	3,900	7,800	8,700	12,700
まちなひろば		3,000	4,000	4,000	8,000	9,000	13,000
		面積の2分の1程度は半額 1区画(10㎡程度)使用の場合1時間 100円 (車両での出店、フリーマーケット出店等における区画)					

※ ① 個人で使用する場合には、上記の金額

② 営利を目的として使用する場合には、2倍の額

③ 本市に住所を有しない個人又は本市に事務所、事業所を有しない法人その他の団体が使用する場合には、2倍の額

④ ②、③のいずれにも該当する場合には、4倍の額

##### ② 備品等関係

室名	時間	9時～ 12時	13時 ～17 時	18時 ～22 時	9時～ 17時	13時 ～22 時	9時～ 22時
	ワゴンアンプ (マルチホール)		1,600	2,100	2,100	4,300	4,800
ワゴンアンプ (会議室)		900	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
映写スクリーン		500	600	600	1,300	1,500	2,200

※ 本市に住所を有しない個人又は本市に事務所・事業所を有しない法人その他の団体が使用する場合には、2倍の額

(3) 使用料の減免等(規則で定める)

区分	減免額	具体例
1 市内の地域活動団体、市民活動団体及びNPO法人等が営利を目的とせず使用するとき。又は入場料を徴収しないで使用するとき。	全額	(地域活動団体) 行政区、子ども会、高齢者クラブ等 (市民活動団体) 市民憲章推進協議会、消費生活友の会等 (その他) 社会福祉協議会、体育協会、ヘルスリーダーの会、自主サークル等
2 笠間市及び笠間市教育委員会が主催又は共催して使用するとき。	全額	実行委員会による市民美術展覧会等
3 笠間市及び笠間市教育委員会が後援して使用するとき。	半額	企業主催による行事等
4 その他市長又は指定管理者が特に必要と認めるとき。	市長又は指定管理者がその都度定める額	申請内容に応じて、判断していく。

4. 今後の予定 (H27 下四半期・H28)

年月	友部地区
H28.1	
2	政調・庁議・全協報告
3	議会議決予定
4	指定管理者公募
5	
6	
7	指定管理者決定
8	
9	指定管理者議決
10	
11	
12	開館

5. 駐輪場

地下駐輪場については、笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例に基づき交流センターの指定管理者が一体的に管理する。

※ 本条例の附則により改正予定